事　務　連　絡
令和 2 年 1 月 20 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人　全国建設業協会
事業部

大型車両の通行の適正化に関する啓発活動への協力について

平素は本会の活動に対しまして、格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省道路局では、深刻な道路の老朽化問題への対策として、大型車両の通行の適正化を推進する啓発活動を行っており、別添のとおり本会に対して啓発資料の周知依頼がございました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様に周知賜りますようお願い申し上げます。

以上

【担当】事業部　平井
TEL：03-3551-9396
FAX：03-3555-3218
E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp

令和２年１月１５日

一般社団法人　全国建設業協会　御中

国土交通省　道路局
道路交通管理課

大型車両の通行の適正化に関する啓発活動への協力について（依頼）

日頃より、国土交通行政にご理解、ご協力頂きまして有難うございます。

国土交通省道路局では、深刻な道路の老朽化問題への対策として、各業界団体への説明会等による啓発活動により、大型車両の通行の適正化を推進する取り組みを行っております。

一方で、悪質な重量超過車両の走行が後を絶たず、その要因の一つとし運送事業者と荷主との関係が少なからず影響していることが想定されることから、荷主を対象とした特殊車両通行許可制度の説明会の開催をはじめとする啓発活動を平成２６年度から実施しております。

今年度につきましては、建設業界関連団体を対象者として啓発活動を実施することとしておりますので、本取り組みの趣旨にご賛同を頂き、都道府県建設業協会会員企業に対して啓発資料の周知にご協力をお願いします。

以上

建設業界の皆様へのお願い

一部の重量オーバーの車両が道路の劣化を早めています！
一定の大きさ・重さを超える車両（特殊車両）での通行には、道路管理者の**「特殊車両通行許可」（裏面参照）**が必要になります。
請負人には、通行許可を取って、通行条件や重量を守るように働きかけをお願いします。

◇コンクリート床版への影響の試算

橋梁のコンクリート床版の劣化への影響度は、重量（軸重）の約１２乗に比例

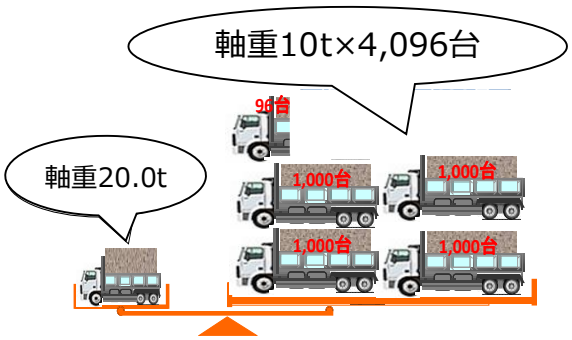

軸重１０トンの車両約４．０００台分の疲労が蓄積されることになります

◇橋梁の路面に穴が開いた事例

重量オーバーの車が通行したため、床版（車両を直接支える部材）に穴が開いてしまった事例です。

国土交通省からの４つのお願い

1 特殊車両通行許可取得の働きかけ
（請負人の特殊車両通行許可取得のための働きかけをお願いします）

2 適正な依頼時期にご協力を
（依頼を受けてから通行許可取得までに**一定の時間**を要するため、余裕を持った依頼や施工計画の策定にご配慮願います）

3 適正な費用負担が必要です
（通行許可条件によって前後誘導車を配置する場合は、注文者は請負人に対して適正な費用の支払いが必要です）

※注文者：元請、直近上位の下請など　請負人：下請、運送事業者など

4 通行時間帯へのご理解を
（通行時間帯が21時～6時に指定された時は、その時間帯で積込み・積卸しができるようご配慮願います）

MLIT Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省道路局
道路交通管理課車両通行対策室

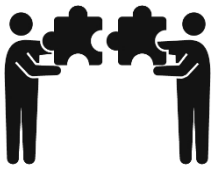

注文者と請負人双方の取組事例

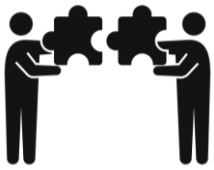

【注文者⇔請負人】

- 許可証を注文者へ提出し、双方で確認
- 許可証の取得まで通行させない・通行しないことを説明
- 注文者主催または請負人からの提案で、合同の講習会を実施

【請負人⇒注文者】

- 注文者へ特車通行許可制度を説明
- 運搬前に注文者へ積荷の重量・大きさ・荷姿等を確認

※注文者：元請、直近上位の下請など　請負人：下請、運送事業者など

＜特殊車両通行許可制度の概要＞

- 道路は一定の規格の車両が安全・円滑に通行できるよう造られており、この規格を超える車両は、道路構造又は交通に支障を及ぼすおそれがあるため、原則として通行できません。（道路法第47条）
- 車両の構造又は車両に積載する貨物を審査し、やむを得ないと道路管理者が認める場合に限り、道路の構造を保全し又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、車両の通行を許可する「特殊車両通行許可制度」がもうけられています。（道路法第47条の2）

車両制限令に基づく車両の一般的制限値

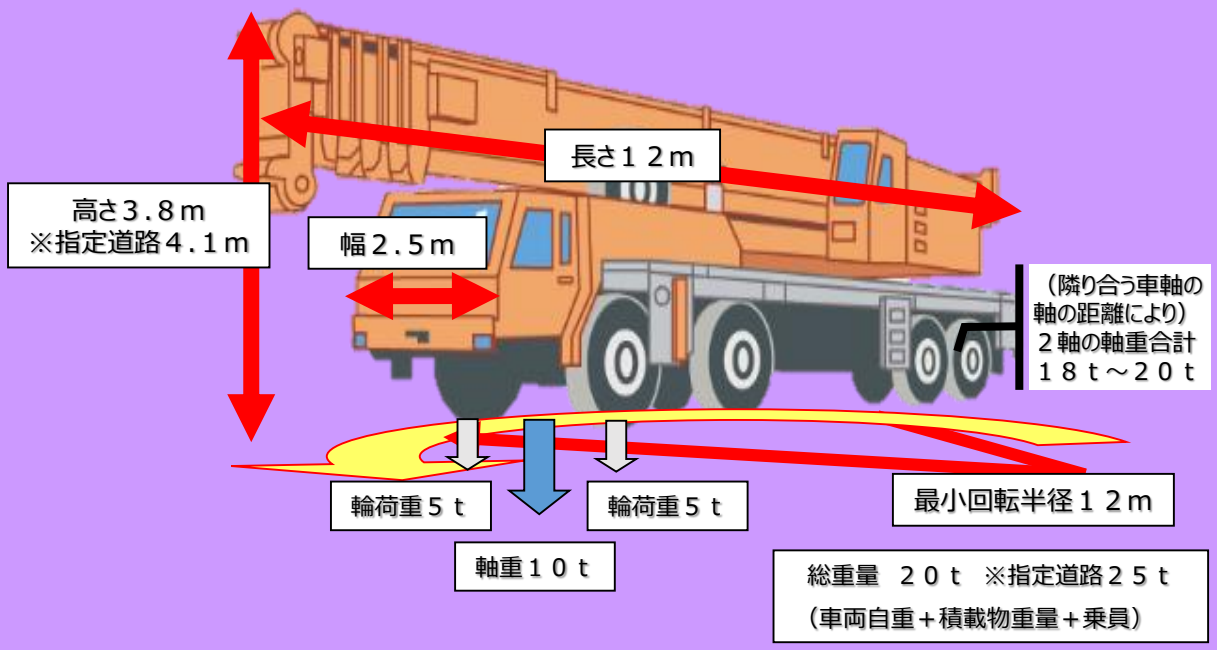

※一般的制限値を一つでも超える車両の通行には許可が必要になります。

MLIT
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国土交通省道路局
道路交通管理課車両通行対策室